20220501 版

届出事業者の皆さまへ

住宅保証機構㈱

『個別３条確認』のご案内

「設計施工基準」は、これまでの事故事例をふまえ、「地盤調査及び基礎」と「雨水の浸入を防止する部分」について、**事故が発生しないよう、特に重要なポイントについて定めたもの**であり、まもりすまい保険をご利用いただく上で**必ずお守りいただかなくてはならない技術基準**です。

ただし、設計施工基準　第３条により、**「設計施工基準と同等の性能が確保されること」を届出事業者様等からお申し出いただき、弊社にて確認できた場合は、同基準に適合しない仕様で保険のお申し込みが可能**となります。この手続きを**『個別３条確認』**といいます。

> **設計施工基準　第３条（本基準により難い仕様）**
> １　本基準により難い仕様であっても、当法人が本基準と同等の性能が確保されていると認めた場合は、本基準によらないことができる。

『個別３条確認』の流れ

1 弊社ホームページより**『設計施工基準　第３条にかかる申出書（　以下『個別３条申出書』）』**をダウンロードし、「設計施工基準」と同等の性能を確保するために施す措置等についてご記入ください

↓

2 **『個別３条申出書』**を住宅保証機構㈱ 宛に FAX 又はメールにて送付してください
（なお、申込後、現場検査で指摘を受けた場合は、『指摘内容通知書』を併せてご送付ください ※）
【 送付先 】 FAX：**03-3432-0572** ／ mail：**3jou@mamoris.jp**

↓

3 弊社にて確認後、**『個別３条申出書』**に整理番号を記入して返信いたします

↓

4 **『個別３条申出書』**の「通知欄」の内容を確認し、右下のチェックボックス □「通知欄の内容について了解しました」にチェックしてください

↓

5 保険契約申込時に整理番号が記入された**『個別３条申出書』**の写しを保険申込窓口にご提出ください（添付資料がある場合は併せてご提出ください）

- 通知欄に関するお問合せは弊社（技術管理部技術管理課 03-6435-8865）までお願いします。
- 保険契約申込時に『個別３条申出書』のご提出がない場合は、現場検査や保険契約締結に時間がかかる場合がありますので、お手続きはお早めにお願いします。
- お申し出のあった内容（通知欄の内容を含む）の通り設計・施工されていることを現場検査時に確認いたします。

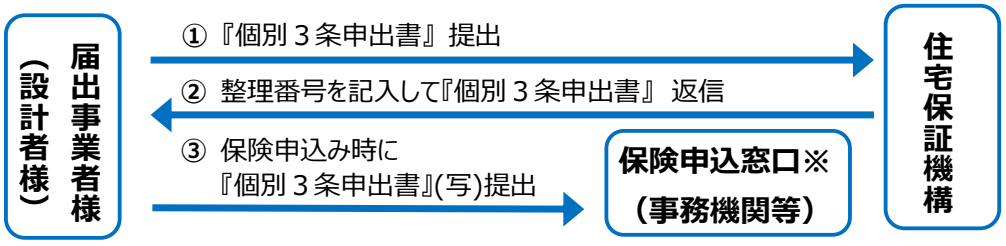

※　現場検査時に指摘を受けて上記手続きを行った場合は、現場検査員にご提出ください。